

事務連絡
令和2年3月16日

建設関連業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける
個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮等について

令和2年3月10日の新型コロナウイルス感染対策本部において決定された「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」において、「事業基盤の弱い個人事業主・フリーランスに対する影響を最小限にするため、産業界に対して、取引上の配慮を求める要請を行う。」とされました。

このことを踏まえ、別添のとおり、経済産業大臣、厚生労働大臣、公正取引委員会委員長より通知が発出されましたので、ご参考にお知らせいたします。

※一人親方は個人事業主・フリーランスに相当するものとして、置き換えてお読み下さい。

また、経済産業省において、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、中小企業者対策として、セーフティネット保証5号の対象となる業種について、3月6日に緊急的に40業種を指定したのに続き、同感染症により重大な影響が生じている業種として、3月13日に316業種（建築設計業等も対象）をセーフティネット保証5号の対象として追加指定されておりますので、ご参考にお知らせいたします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

<参考>経済産業省プレスリリース

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200311007/20200311007.html>

<セーフティネット保証5号 追加対象業種>

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200311007/20200311007-3.pdf>

<パンフレット最新版>

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>